審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和２６年法律第４５号
手続名	社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可	根拠条項	第６２条第５項

審査基準

国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとする場合の許可については、社会福祉法第６２条第４項に規定する基準により審査する。

１　社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、佐賀県社会福祉法施行条例（平成２５年佐賀県条例第１７号）で定める最低基準に適合していること。

２　当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。

３　当該事業の経営者が社会的信望を有すること。

４　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。

５　当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

６　脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと。

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　２０日 標準経由期間　－日	目次No.	